

京都帝國大學法學部

經濟論叢

第八卷 第六號

大正八年六月一日發行

論說

資本税の課徴方法……………

法學博士

神戸 正雄

公羊家の理想とする大同の社會……………

法學士

小島 祐馬

割地の發生并に發達についての考察……………

法學博士

牧野信之助

企業の經濟的及び道德的性質……………

法學博士

田島 錦治

經濟循環期論(四卷)……………

法學博士

財部 靜治

植民地領有の目的(三卷)……………

法學博士

山本美越乃

米國のI.W.W.運動の研究(三)……………

文學士

米田庄太郎

紙幣の減價に就いて(三卷)……………

文學士

高田 保馬

時事問題

收入豫算の見積を論ず(二)……………

法學博士

小川郷太郎

少年勞働及徹夜業の禁止……………

法學博士

戸田 海市

雜錄

英國の勞働不安……………

法學博士

河田 嗣郎

ピユツヘルの經濟階段說に就いて……………

法學士

本庄榮治郎

經濟的行爲と道德的行爲との關係 (十二)

田 島 錦 治

第十六節 企業の經濟的及び道德的性質

余は前數節に亘りて三生産要素の各々に就きて其經濟的道德的性質を説明したり而して三生産要素を適當に結合して以て生産の功を奏するは企業の任務なるを以て今や進みて企業の經濟的道德的性質を論せんと欲す。

夫れ企業 (The enterprise, l'entreprise, die Unternehmung) とは何ぞや廣義に於ては人か或種類の生産を計畫し及び施行するを謂ひ之に二種あり一は自己若くは其家族の需要に應ずる財の生産を爲す所の企業にして二は他人の需要に應ずる財の生産を爲す所の企業なり此後者を狹義の企業と稱す狹義の企業は更に分れて(甲)顧客の特別なる註文に應じて生産を爲すもの即ち註文品企業と(乙)特別の註文を待たず社會一般の需要を豫想して謂ゆる商品を生産するもの即ち商品企業との二種となる

企業發達の跡を考査するに一より二に進み甲より乙に展ふ而して經濟と道德との合致及び進歩も亦之に伴ふを見る蓋し自己又は家族の需要に應ずる生産即ち孤立生産の時代に在りては生産の恩

徳の及ぶ所は一身一家に止まり且生産者の勤勉節約を奨励すべき營利の觀念は未だ發達せず然るに之に次ぎて起りたる他人の需要に應ずる生産即ち社會生産（若くは營業的生產）の時代に於ては生産の恩徳は漸く多數の人及び遠隔の地に及び且生産者の營利觀念は益々發達す而して此事たるや註文品企業には尙ほ輕微にして商品企業に益々顯著なりとす學者往々註文品企業を呼ひて不完全企業 (eine unvollkommene Unternehmung) とシひ商品企業を完全企業 (eine vollkommene Unternehmung) とシふは亦宜なる哉

商品企業は註文品企業に比すれば社會の多數の人及び遠隔の地の需要を迅速に且容易に満たすを得るの利便ありと雖亦其弊なからず第一は消費者の側に生ずる苦情なり第二は企業者の負擔する危険なり第三は企業者と勞働者との利害の衝突なり

第一消費者の側に生ずる苦情とは商品の粗濫を發見すること容易ならず且假令ひ之を發見するも善後の措置を取ること困難なる事是なり蓋し註文品企業の場合に於ては消費者と生産者との關係は親密にして互に對面對談し又は書狀の往復を爲し註文品の品質耐久性等に對する保證も亦これ有るを常とすれども商品企業の場合に於ては然らず特に他國又は他地方より來れる商品に就ては之を販賣する商人すらも其原生産者たる企業者勞働者を識らざること多し從て消費者は只價を拂ひて商人の授くる儘の商品を受け後日其粗濫を發見することあるも多くは泣寢入に終るを常とす且商品の粗濫は其責か原生産者に在ることあり又は運搬者の不正不注意に因ることあり又は商人の故意なる行爲に因ることあり例へば運搬に従事する勞働者か貨物を抜き取り其代りに他物を入

れ又商人か優等品に劣等品を混和して賣るか如きは是なり是等の弊害を豫防矯制する方法は固より種々あるべく或は製品には原生産者の商標を附せしめ又は消費者をして商號に依りて確實なる商店を選むを得しめ法令を發して粗濫不正を戒むるのみならず或は官の行政處分に依り又は同業組合等の力を假りて市場に提供せらるべき貨物の検査を爲す等の方法ありと雖も未だ其效果の完きを期す可からず蓋し多くの場合に於て自由競争の刺撃と生産者の營利慾の衝動とか生産者をして良品を低價にて市場に提供せしむることなからずと雖も同一の刺激衝動か却て反對の結果を來すことも亦尠からずとす而して此弊を根本的に杜絶するは生産者(運送業者及び商人を含む)の德義心を高からしめ彼等の道德的程度をして其經濟的地位と共に併進せしむるに在るなり此事たるや固より一朝一夕の能く企及し得べき所に非ず之を譬へは我國の武士道の如く又英人の紳士道の如く長き年月の社會的薰陶と國民的遺傳と由りて然るを得るものなりとす

第二企業者の負擔する危險は註文品企業に於てよりは商品企業に於て一層重大なりとす凡そ企業には必ず危險を伴ふ而して危險に二種あり一を技術上の危險といひ二を經濟上の危險といふ前者は物品か果して見込通り生産せる、や否に關するものにして兩種企業に共通の危險なり後者は物品か見込通り生産せられたる場合に於て果して損失なく販賣され得るや否に關するものにして殆んど商品企業に特有とも謂ふべき危險なり但し註文品企業と雖全然經濟上の危險と稱すべきもの無きには非ず即ち此種の企業に於ても平常道具機械工場を所有し原料を準備し及び職工徒弟を養ひ置くか故に若し不景氣等の爲に顧客の註文杜絶するときは經濟上大なる損失を蒙らざるを得ず

然れとも之を要するに此種の危険は商品企業に於て一層重大なるは疑を容れず而して此事たるや近世各國に興れる大規模なる商品企業に於て顯著なりとす夫れ生産の目的は需要に適應するに在り企業者の能不及ひ利不利は一に繋りて其生産物か消費者の需要に適應するか否かに在り夫の都市經濟時代に於て小規模の生産か重に註文を待ちて行はれ又は其需要の範圍か一地方に止まりたるか如き場合に於ては企業者は容易に其生産物の供給をして需要に適應せしむるを得たりと雖も現今の國民經濟否寧ろ世界經濟の時代即ち大規模なる商品企業か世界的市場を目的として行はるゝか如き場合に於ては企業者は(第一)其商品に對する世界の年々の需要額を知るを得ず(第二)世界に於ける其商品の存在額(製造人及び商人の倉庫に在る額并に消費者の貯藏せる額の總計)を知るを得るか故に彼は如何にして其供給をして需要に適應せしむ可き乎といふに彼の據るべき唯一の目標は其貨物の價格の程度なり價格にして昇らむか是れ需要の増加を意味すと思考せらる故に企業者は其貨物の生産額を成るべく急速に増加して同業者に先ちて之を賣り以て多くの利益を占めんと勉むべく而して同業者も亦同様の努力を爲すか故に其結果は久しからずして市場に於ける貨物の停滯となり販路の杜絶となる此狀態を指して或學者は現時の營業的生產に於ける無政府狀態(anarchische Zustand der heiligen gewerblichen Produktion)を謂へり

此企業上の危険の善後策又は豫防策として企業者の案出し實行したるものを企業合同とす企業合同とは同種又は異種の生産單位を總合統一したるものにしてトウシグ氏か「是れ大規模の生産と言はんよりは寧ろ大規模の管理」[large scale management rather than large scale production]-Tausig)

を謂へるは實に適評なり蓋し企業合同にはトウシツク氏の謂はゆる地平的合同 (horizontal combination) 即ち同種の企業を合同したる者と垂直的合同 (vertical combination) 即ち異種の生産單位を合同したる者との二種あり又他の標準に由りて企業合同を分つときはクラインツェヒテル氏の謂はゆる下級の合同 (Kartelle niederer Ordnung) と上級の合同 (Kartelle höherer Ordnung) とあり

(1) 獨立せる營業者間に於て代價を一定するの約定を爲し (Preiskartelle, price agreements) (2) 營業の區域を分割するの約定を爲し (Gebietskartelle) 又は (3) 生産額を制限するの合同を爲す (output or traffic pools) の如きは下級に屬し而して (4) 生産額を制限し且代價を一定するの合同は上級に屬し近頃獨逸に最も發達せるカルテルは此種の者なり而して (5) 近年最も米國に興起せる會社併合トラスト (combination trusts) (6) 利益共通の組織 (community of interest Organisation) (7) 株式掌握會社 (holding company organisation) か如きは亦上級の企業合同なりと謂ふべきなり此等の企業合同中特に上級の者は實に前述せる如き現時の營業的生產に於ける無政府狀態に對應せんとして生れたる企業者は合同に依りて其各自の知識經驗を互に交換し相互の無謀なる競争を避け以て社會に於ける需要と供給とを適應せしめむとす此目的にして達せらるる限りに於ては社會全般も其利益を享くべく企業者自身も亦損失を免かれ得べく斯して個人の小利は社會の大利と一致すべしと雖も企業者合同特に其上級の種類に屬するものか往々其獨占的地位を誤用し惡用して一は一般消費者の利益を犠牲に供せしめ一は小企業者及び勞動階級を抑壓するの弊なからず此等の弊を救ふの方法は固より一にして足らず (1) 或は經濟上自然の作用に依頼すべきあり例へば生産者の側に於て新

なる競争者又は代用品生産者の勃興の如き及び消費者の側に於て獨占的貨物の消費を成るべく節約し又は止め又は代用品を需要するか如きは是なり⁽²⁾或は法律の力に依るあり例へは英米に於ける普通法(Common Law)の適用に由りて或種類の企業合同を違法と判決するか如き又は米國に於けるトラスト禁止法の如き又は會社稅營業稅所得稅等の改正に由りて稅率を大生産者に重くし小生産者に軽くするか如き又は或種類の關稅の撤廢又は輕減に由りて其稅か從來内地の大規模なる企業合同を不當に養ひたるの弊を去り以て一般消費者及び小生産業者の利益を進むるか如きは是なり⁽³⁾又或は中央及び地方政府か自から或種類の經濟的企業を營むに由りて以て同種類の企業の私的獨占の弊を絶つことあり例へは國家か所有し且經營する鐵道港灣森林鑛山製鐵製鋼造船武器製造等及び地方自治體の經營する市街鐵道電氣瓦斯水道事業の如きは是なり

然れども⁽²⁾に述べたる法律の適用をして遺憾なからしめ及び⁽³⁾に掲げたる政府直營企業の遂行をして宜きを得せしむる爲には國民一般の公益を重視する所の社會道德の進歩を豫定の條件とす而して大規模なる合同企業者をして其獨占的地位を誤用し惡用せざらしむる所の根本的指導力は此進歩せる社會道德の圈内に包含せられ涵養せられて企業者をして知らず識らず啓發せしむる所の彼等の愛他的公益的精神なりとす苟も此精神にして啓發せざらむか政府か如何に法律を以て彼等を抑制せむとするも多くは徒法徒文に了るべく而して此等の私的企業を變して公的企業の組織と爲さんとするに當り之か買収に不當に高き價を拂はざるへからざることとなるべきなり

第三企業者と労働者との利害の衝突は註文品企業の時代に既に其萌芽を發したりと雖も其劇烈と

なりたるは實に商品企業の時代特に大規模の工場組織の行はるる時代に在りとす茲に註文品企業の時代と謂ふは必ずしも商品企業か全然行はれざりし時代と謂ふに非ず小規模の生産か重に註文を待ちて行はれ且其需要の範圍か一地方に止まりて其中心たる一の都會を以て貨物集散の市場と爲したる時代を謂ひ或學者の都市經濟の時代と稱するものに符合す又茲に謂ゆる商品企業の時代は固より註文品企業も亦同時に行はるれども其時代の特色は全國民又は諸國民又は全世界の需要を目的とする商品の生産及び交易に在りとす或學者の謂ゆる國民經濟及び世界經濟の時代は之に該當すへし蓋し註文企業若くは都市經濟の時代に於ては労働者と雇主との關係は恰も家族の如く工業に就ては業主(又は親方 master) 職人(Journeyman) 徒弟(apprentices) の三階級分れて仲間組合(Guild) の制度は確立し徒弟は其年期を勤め上ぐれば職人となり職人其技に練熟すれば業主に進むを得而して職人の賃銀及び労働時間其他徒弟に對する待遇の如きも重に仲間組合の習慣的規程に依りて定まり謂ゆる家族的温情主義か専ら行はれて契約の自由とか労働の權利とか謂ふ如き思想は未だ發達せざりしなり是時に當り労働者と雇主との間の利害の衝突の未だ甚たしからざりしは亦想像に難からざるなり然るに商品生産若くは國民經濟の時代に至り更に進みて世界經濟の時代とならむとするに迄ひて大規模なる工場組織の生産は勃興し仲間組合の制度は廢れ雇主と労働者との二者の關係は亦舊時の如く家族的温情主義に依るを得ずして余か第十四節に縷述したる如き各種の勞力の自由特に合衆協約の自由か労働者に由て主張せられ又國法の認むる所となるに至り斯くして二者の國法上の地位は同等となるを得たれども其經濟上の地位は益々懸隔し利害の衝突

の益々甚たしきは是れ現時の文明諸國民に共通顯著なる事實なりとす

夫れ家族的温情主義は廢れて個人的契約自由主義は興り而して今や合衆協約主義は益々行はれつつあり(第十四節參照)而して此主義の下に於て勞動組合は益々其威力を發揮し企業者の聯合も亦益々之に對抗せむと勉むるか爲に同盟罷業ボイコット工場閉鎖の如き勞動爭議か日に月に劇甚を加へ往々サンデカリズムの如き各種勞動者か一般的總同盟罷業を行ふに由りて一般企業者を壓倒せむとの企圖を見るに迄ひて世の識者中には生産者間に於ける社會道德の沈淪の甚きを戰慄し慷慨し却て前時代の家族的温情主義を謳歌し之か復興を望み少くとも我國の如き後進的工業團に向ては之か維持を主張するものあり

此説に従ふときは國民經濟の發達と社會道德の進歩とは並行一致する者に非すとす即ち輓近大規模なる商品企業の繁榮は之に従事する賃銀勞動者の道德程度を著るしく墮落せしめたりと爲すなり然れども余を以て之を見れば真正なる國民經濟の發達は必ず真正なる社會道德の進歩に並行するものなり夫の孤立生産より營業的生産に進み又同じ營業生産の中に於ても註文品企業より商品的企業に進むは小利を大利に進むる所以にして即ち小善を大善に推し擴むる所以なり而して弊害は何れの場合にも亦發生す故に時に臨みて之を除去し豫防するは亦經濟と道德とを並進せしむる所以の道なり勞動者に就て言ふも亦之と同じく家族的地方的勞動者より國民的世界的勞動者に進み個人契約自由の主義より合衆協約自由の主義に達するは是れ亦小利を大利に進め小善を大善に推し擴むる所以なり而して勞動爭議は之に伴ふ弊害なり而し之を除去し豫防する事亦其方法なき

に非ず例へは労働保護法の如き和解及び仲裁々判の制度の如き即ち是にして而して最も有效と思はるゝは社會教育の進歩に伴ふ社會道德の向上に由りて雇主側か自發的に労働者を好遇することを以て愉快と感ずるに至り労働者側も亦自發的に雇主に對し及び一般消費者たる社會公衆に對し一層責任を感ずるに至る事是なり

以上企業の性質を論し完全企業即ち商品企業に伴ふ弊害を第一消費者の側に生ずる苦情第二企業者の負擔する危険第三企業者と労働者との利害の衝突の三點に分ちて説明したり之を要約すれば企業の發達は亦經濟と道德とを並行進歩せしむるものにして其弊害は固より以て其利益の大なるに及はず且此等の弊害は之を除去し豫防するの道これ無きに非ず而して其根本的のものは畢竟社會教育の力に依りて國民の社會道德の程度を向上するに在るなり然らば如何なる主義を以て社會教育の基礎と爲すへきか其主義の國民經濟及び社會道德の成立及び發達に及ぼす關係は如何ん請ふ更に節を設けて之を論せむ (未完)